

公立大学法人宮城大学職員安全衛生管理規程

平成21年6月24日

規程第91号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、安全衛生管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害 職員が作業行動その他業務に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 二 職員 公立大学法人宮城大学就業規則（平成21年宮城大学規則第3号）第2条第1項に定める法人の職員（有期雇用職員のうち勤務形態が同様の状態にあるものを含む。）をいう。
- 三 事業場 大和事業場及び太白事業場をいう。
- 四 部局等 学群、基盤教育群、研究科、センター及び事務局をいう。

(理事長の責務)

第3条 公立大学法人宮城大学理事長（以下「理事長」という。）は、この規程に定める事項を適切に実施するとともに、職員の安全衛生及び健康の保持増進に努めなければならない。

(部局等の長の責務)

第4条 部局等の長は、所属する職員の安全及び健康の確保に努めなければならない。

(職員の義務)

第5条 職員は、安全衛生又は健康の管理上必要な事項について理事長、産業医その他の安全衛生管理に携わる者から指示又は指導を受けたときは、これに誠実に従うとともに、常に自己の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(産業医の選任)

第6条 法人に、法第13条第1項の規定により、職員の健康管理等を行うため、産業医を置き、理事長がこれを選任するものとする。

(産業医の職務)

第7条 産業医は、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とする事項を行う。

- 一 健康診断及び面接指導等（法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置をいう。）の実施及びこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 作業環境の維持管理に関すること。
- 三 作業の管理に関すること。

第4編 人事労務 安全衛生管理規程

- 四 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
 - 五 衛生教育に関する事。
 - 六 職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置に関する事。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する事。
- 2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、理事長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 3 産業医は、少なくとも毎月1回事業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第8条 法人の各事業場に、衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、当該事業場に所属する職員で、都道府県労働局長の免許を受けた者又は省令第10条に定める資格を有する者のうちから、理事長が選任する。

(衛生管理者の職務)

第9条 衛生管理者は、次に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。

- 一 職員の健康障害を防止するための措置に関する事。
 - 二 職員の衛生のための教育の実施に関する事。
 - 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、職員の衛生について必要と認める措置に関する事。
- 2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回事業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(作業主任者)

第10条 作業主任者は、政令第6条各号に掲げる作業に従事する職員のうちから、理事長が選任する。

- 2 作業主任者は、政令第6条各号に掲げる作業に従事する職員の指揮その他の省令で定める作業主任者に関する職務を行う。

(事業場衛生委員会の設置)

第11条 法人の各事業場に、職員の衛生問題に関する重要事項を調査審議するため、衛生委員会(以下「事業場衛生委員会」という。)を置く。

- 2 事業場衛生委員会は、前項に規定する重要事項に関し理事長に意見を述べることができる。

(事業場衛生委員会の所掌事項)

第12条 事業場衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関する事。
- 四 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(事業場衛生委員会の委員の構成等)

第13条 事業場衛生委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

第4編 人事労務 安全衛生管理規程

- 一 当該事業場を構成する部局等の長のうちから理事長が指名した者 1人
 - 二 衛生管理者 1人
 - 三 産業医 1人
 - 四 当該事業場の職員で衛生に関連を有する職にある者のうちから理事長が指名した者 1人
 - 五 当該事業場の職員で衛生に関し経験を有する者のうちから理事長が指名した者 3人又は4人
- 2 前項第5号の委員の指名は、当該事業場に職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がないときには職員の過半数を代表する者の推薦に基づき行うものとする。
 - 3 第1項第5号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。

(事業場衛生委員会の委員長等)

- 第14条 事業場衛生委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 2 委員長は、事業場衛生委員会の会議を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(事業場衛生委員会の会議等)

- 第15条 事業場衛生委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 事業場衛生委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業場衛生委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が事業場衛生委員会に諮って定める。
 - 4 事業場衛生委員会の庶務は、大和事業場にあつては総務課、太白事業場にあつては太白事務室において処理する。

(職場環境の維持管理)

- 第16条 理事長は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所、勤務内容等に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止その他安全及び衛生に関し必要な措置を講じなければならない。

(精神衛生に関する措置)

- 第17条 部局等の長は、精神疾患予防のため、職員の融和、生活指導、身上相談等に努めるとともに、精神疾患の疑いのある者を発見した場合には、直ちに衛生管理者に報告しなければならない。
- 2 衛生管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに産業医その他専門の医師と協議の上、受診勧奨等適切な措置をとるよう理事長に求めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

(健康相談)

- 第18条 産業医及び部局等の長は、職員から健康について相談を受けた場合には、適切な指導及び助言を行わなければならない。

第4編 人事労務 安全衛生管理規程

(健康の保持増進のための措置)

第19条 理事長は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講じなければならない。

(予防接種等)

第20条 理事長は、職員に感染症等の発生のおそれがあると認められるときは、予防接種、消毒その他必要な措置を講じなければならない。

(健康診断)

第21条 職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施するものとする。

- 一 採用時健康診断
- 二 定期健康診断
- 三 海外派遣職員の健康診断
- 四 結核健康診断
- 五 臨時健康診断

2 前項各号に掲げる健康診断の検査項目等については、別に定める。

(健康診断の周知)

第22条 健康診断を行うときは、あらかじめ、受診に係る期日又は期間及び場所等を指定し、職員に周知を図るものとする。

(受診の義務)

第23条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受診しなければならない。

(健康診断不受診者の取扱い)

第24条 指定された期日又は期間内に健康診断を受診できなかった職員は、別途医師の診断を受け、当該期日又は当該期間の末日から1月以内に診断書を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(健康診断の免除)

第25条 理事長は、健康診断の際現に当該健康診断の対象となっている疾病を治療している者又は当該疾病について医師の管理を受けている者であると所属する部局等の長が証明した者については、当該健康診断の一部又は全部を免除することができる。

(健康診断の結果に係る産業医からの意見聴取)

第26条 理事長は、第21条第1項の健康診断を実施した場合は、その結果に基づき、当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された者に係る健康を保持するために必要な措置について、産業医の意見を聴かななければならない。

(健康診断実施後の措置)

第27条 理事長は、前条の産業医の意見に基づき、その必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、別表の健康管理指導区分に応じ同表の事後措置の基準の欄に掲げる基準に従い、勤務条件等について適切な措置を講じなければならない。

第4編 人事労務 安全衛生管理規程

(健康診断の結果の通知)

第28条 理事長は、第21条第1項の健康診断を受診した職員に対し、健康診断個人票を配布し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

2 前項の健康診断個人票の様式については、別に定める。

(病者の就業禁止)

第29条 理事長は、次に掲げる職員について、やむを得ないと認める場合には、その就業を禁止することができる。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で他の職員への感染のおそれがあると認められるもの

二 心臓、腎臓、肝臓、膵臓、肺、胃腸等の疾病のため就業させることがその病勢を著しく増悪するおそれがあると認められる者

2 理事長は、前項の規定により就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

(秘密の保持)

第30条 職員の安全衛生管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H21.6.24 第6回理事会)

この規程は、平成21年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学職員安全衛生管理規程第2条第4号の規定の適用については、「学群長」とあるのは、「学群長、学部長」と読み替えるものとする。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R7.5.7 第222回理事会)

この規程は、令和7年5月7日から施行する。

別表(第27条関係)

健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分			事後措置の基準
区分	判定基準		
生活規制の面	A(要休業)	勤務を休む必要のある者	休暇、休職等の方法により、療養のため、必要な期間勤務させないこと。
	B(要軽業)	勤務に制限を加える必要のある者	勤務場所又は職務の変更、休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C(要注意)	勤務をほぼ平常に行ってよい者	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限すること。
	D(健康)	平常の勤務でよい者	
医療の面	1(要治療)	医師による直接の医療行為を必要とする者	必要な治療を受けるように指示すること。
	2(要観察)	定期的に医師の観察指導を必要とする者	経過観察をするための検査、発病再発防止のため必要な指導等を行うこと。
	3(健康)	医師による直接の医療行為又は指導を必要としない者	

備考 健康診断の種類によっては、この表の区分によらないことがある。